

○農林水産省告示第 号

令和元年農林水産省告示第四百八十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件）第一号の規定に基づき、令和四年農林水産省告示第千六百五十号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			改正前		
(注)			(注)		
別表			別表		
農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量	農薬の有効成分	農薬使用者暴露許容量	急性農薬使用者暴露許容量
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3－(4－クロロ－2，6－ジメチルフェニル)－8－メトキシ－1－メチル－2－オキソ－1，8－ジアザスピロ〔4．5〕デカ－3－エン－4－イル＝エチル＝カルボナート（別名スピロピジオン）	0.062mg／kg体重／日	0.10mg／kg体重	(新設)	(新設)	(新設)
(注)			(注)		